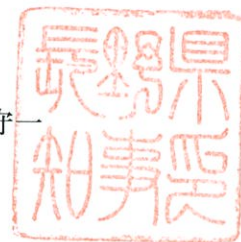


令和4年（2022年）4月26日

長野県消費生活審議会長 様

長野県知事 阿部 守一



第3次長野県消費生活基本計画・長野県消費者教育推進計画の
策定について（諮問）

本県では、長野県消費生活条例に規定する「消費者の権利の確立とその自立支援」を基本理念とし、「県民の消費生活の安定及び向上」を目的として、平成26年度を初年度とした「長野県消費生活基本計画・長野県消費者教育推進計画」を定め、また、平成30年度からは第2次計画に基づき消費者施策を推進してまいりました。

近年、高齢化、国際化、デジタル化に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により消費者一人ひとりの行動変容が求められるなど、消費者を取り巻く環境や消費者トラブルは複雑かつ多様化しております。

このような状況の中、県民の安心・安全な暮らしを守るためには、消費者被害を未然に防止するための教育・啓発活動の更なる推進、消費生活相談体制の一層の充実、迅速な被害救済及び不当な取引等を行う事業者に対する指導強化などの取組が必要となっております。

これらの状況を踏まえ、今後の消費者施策の推進のため、令和9年度までを計画期間とする第3次長野県消費生活基本計画・長野県消費者教育推進計画を策定したいので、長野県消費生活条例第44条の規定により、貴審議会の意見を求めます。